

経営体育成促進事業実施要綱の 一部改正について（H30当初）

経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）については、以下のとおり改正する。

〈事業概要〉

基盤整備事業を契機とした農地の利用集積を図るため、事業に係る農家負担額の5/6を(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が土地改良区等へ無利子融資するものである。

〈改正内容〉

貸付対象事業の事業再編に伴い貸付対象事業名称が変更となることから、本事業実施要綱の貸付対象事業名称の改正を行う。

【改正前】 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱第2の1に規定する農地整備事業及び2に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

【改正後】 農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1に規定する農地整備事業及び3に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの
水利施設等保全高度化事業実施要綱第2の2に規定する特別型のうち、農村振興局長が別に定めるもの

【改正前】 農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①の(ア)に規定する農地整備事業及び(オ)に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

【改正後】 農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備及び(イ)に規定する水利施設整備のうち、農村振興局長が別に定めるもの

【改正前】 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別表1の1の(1)のアに規定する農地整備事業及びウに規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

【改正後】 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別表1の1の(1)のアの(ア)に規定する農地整備事業、(エ)に規定する草地畜産基盤整備事業及びイの(オ)に規定する水利施設等整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

担当：農村振興局農地資源課 山岸、宮本（81989）
（内線：5614）